

福山バスケットボール協会加盟登録規定

令和5年4月19日 補足改正

(目的)

第1条 この規定は、福山バスケットボール協会（以下協会という）に加盟登録する手続きなどを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 1. 加盟とは、チームが協会に届出て登記されることをいう。
2. 登録とは、競技者が協会に届出て登記されることをいう。
3. 本規定にいう年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。

(加盟登録の義務)

第3条 バスケットボール競技を行うチーム、競技者はこの規定にもとづき、協会に加盟・登録しなければならない。

(チームの種類)

第4条 加盟チームの種類は、クラブ、シニアである。

(加盟チーム及び登録競技者の権利)

第5条 協会加盟チーム及び登録競技者は、協会規約に示す範囲において次の権利を有する。
1. 協会施策に関与することができる。
2. 協会主催または共催する大会、ならびにこれに準ずる大会（予選会）などに参加することができる。
3. 登録競技者の多いチームは、競技大会に2チーム以上の出場が認められることがある。
この場合は、事前にそれぞれのチームの加盟が行われていなければならない。

(加盟チーム及び登録競技者の義務)

第6条 加盟チームは協会の定める加盟・登録料を毎年指定期日までに納入しなければならない。

(二重登録の禁止)

第7条 競技者の登録は、1人1チームとし、二重登録は認めない。

(加盟登録の申請)

第8条 協会は所属チームに、協会指定の登録届書を提出させ、これを審査し、保管する。

(加盟登録の変更)

第9条 1. ①追加加盟：期日以降新しく結成されたチームは、協会の承認を得て加盟することができる。
②追加登録：追加で登録する競技者については、登録届出済用紙に赤色を使用して所要事項を記入して、前条の手続きおよび協会が定める追加登録料納入を経て協会の承認を得るものとする。
2. 加盟チームの競技者は同一年度内に他チームへの移籍は認めない。
3. これらの変更の効力は、協会承認の日をもって発生する。

(加盟登録の取消)

第10条 加盟登録されたチームおよび競技者は所定の手続きにより、その取消が認められる。書類の提出により、理事会の議を経て承認する。この効力は、協会承認の日をもって発生する。

(審査及び違反に対する処分)

- 第11条 1. 加盟登録に関する審査は、この規定にもとづいて協会が行い、承認を得るものとする。
2. この規定に違反した加盟チームおよび登録競技者が生じた場合は、協会理事会で審議し、処罰することがある。
3. 処罰は、加盟登録の取消・一定期間の出場停止・その他とする。

(疑義、紛争の解決)

第12条 この規定に定めていない事項または疑義、紛争が生じた時は、協会理事会が処理する。

付 則

第1条 この規定は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この規定は、平成19年4月1日から施行する。

第3条 この規定は、平成20年4月1日から施行する。

【補足説明など】

- ※ 令和4年度より連絡ツールを郵便からメールへ変更のため、連絡者は2名以上登録すること。
連絡者2名以上はいずれも福山市または府中市在住の方であること。
- ※ 競技者は当該年度の4月2日時点で満18歳以上であること。
ただし、シニア部編成可能な場合、シニア部の競技者は、当該年度中に満40歳以上であること。
- ※ 県内他地区へ加盟しているチームは、加盟できない。
- ※ 加盟するチームには、福山地区（福山市、府中市、神石郡）在住の競技者が7割以上登録されることとする。
- ※ 男女混合のチームは加盟できない。
- ※ 競技者はスポーツ保険などに加入すること。（登録時に証明書の写しを提出）
- ※ 登録競技者が多いなどの理由でチームが複数チームとして加盟の場合であっても、同一年度内でチーム間の移籍は認めない。

【改版履歴】

- 平成19年4月13日 一部改正、補足追加
- 平成20年4月10日 一部改正
- 平成22年4月30日 補足改正
- 平成29年4月19日 補足追加
- 令和5年4月19日 補足追加